

## 平成25年度 健全化判断比率などを公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、「財政健全化法」という）」により、平成25年度健全化判断比率などについてお知らせします。

### 1 健全化判断比率の状況

本市の指標は、いずれも国が定める基準以下です。本市の財政状況は、財政健全化法では健全段階にあり、同法に基づく財政健全化計画および財政再生計画の策定は不要となります。

健全化判断比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成25年度	— (実質赤字額なし)	— (連結実質赤字額なし)	6.3%	9.4%
早期健全化基準	11.93%	16.93%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	

- ・**実質赤字比率**…一般会計などの実質的な赤字額が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標
- ・**連結実質赤字比率**…全会計の実質的な赤字額が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標
- ・**実質公債費比率**…一般会計などの実質的な借入金の返済額が、標準的な収入（元利償還金などに係る基準財政需要額算入額を除く）に対して、どのくらいの割合になるのかを示す指標
- ・**将来負担比率**…一般会計などが抱える実質的な負債（特別会計、一部事務組合、第3セクターなどに対するものを含む）の残高が、標準的な収入（元利償還金などに係る基準財政需要額算入額を除く）に対して、どのくらいの割合になるのかを示す指標

### 2 資金不足比率の状況

各公営企業会計において、資金不足がないため財政健全化法に基づく経営健全化計画の策定は不要です。

特別会計の名称	水道事業会計	病院事業会計	公共下水道事業特別会計	農業集落排水事業特別会計	佐野田沼インター産業団地造成事業特別会計	西浦・黒袴第二工区産業団地造成事業特別会計
平成25年度	— (資金不足額なし)	— (資金不足額なし)	— (資金不足額なし)	— (資金不足額なし)	— (資金不足額なし)	— (資金不足額なし)
経営健全化基準	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%

- ・**資金不足比率**…公営企業会計ごとの資金不足額が、事業の規模に対して、どのくらいの割合になるのかを示す指標

#### ○基準を超えると？

いずれかの早期健全化基準（黄色信号）を超えると「早期健全化団体」になります。それより悪い、財政再生基準（赤信号）を超えると、従来の財政再建団体にあたる「財政再生団体」となります。

また、経営健全化基準を超えた公営企業会計については、経営健全化計画の策定が必要となります。

#### ○早期健全化団体になると？

財政健全化計画を策定し、その計画に基づく財政健全化を行います。

#### ○財政再生団体になると？

財政再生計画を定め、その計画に基づく財政再生に取り組むこととなります。

総務大臣の許可を得なければ、市債の発行ができません。

税金や公共料金の増額、市民サービスについて見直しをすることになります。

●財政健全化法に関する資料は、総務省のホームページでご覧になれます

<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/>

#### ○財政健全化計画と財政再生計画の実施状況の公表は？

策定された財政健全化計画と財政再生計画の実施状況は、毎年9月30日までに公表されます。

取り組みが不十分な場合は、早期健全化段階では県が市に対し、必要な勧告を行います。

財政再生段階では、国が市に対し、予算や計画の変更などの措置を講ずるよう勧告し、より強く財政運営に関与することになります。

#### ○議会や監査委員との関係は？

財政健全化法では、議会や監査委員の役割が重要です。  
①各指標の数値は、監査委員の審査を受けたうえで議会へ報告し、公表しなければなりません。

②財政健全化計画・財政再生計画・経営健全化計画を策定する際には、議会の議決を経て、市民に公表されます。また、その実施状況を毎年議会へ報告し、公表しなければなりません。

③早期健全化団体・財政再生団体は、その計画を策定するにあたり、財政健全化のために改善が必要と認められる事務の執行について、外部監査を受けなければなりません。

■問合せ＝財政課 ☎(20)3003



## 軽自動車税・法人市民税の税率が変わります

### ○軽自動車税の税率が変わります

■問合せ＝市民税課税政係 ☎(20)3007

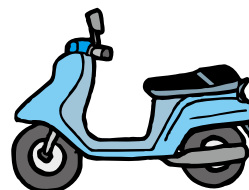
地方税法の改正を受けて、軽自動車税の税率が引き上げになります。

原動機付自転車などは、平成27年度から新税率が適用されます(表1)。三輪以上の軽自動車については、平成27年3月31日以前に初めて自動車検査証の交付を受けたものには現在の税率が適用され、平成27年4月1日以降に初めて自動車検査証の交付を受けるものには新税率が適用されます(表2①②)。

また、グリーン化を進める観点から、初めて自動車検査証の交付を受けてから13年を経過したものについては、平成28年度から重い税率が適用されます(表2③)。

【表1：原動機付自転車などの税率】

車種	区分	現在の税率	新税率
原動機付自転車	第一種 (50cc以下)	1,000円	2,000円
	第二種乙 (90cc以下)	1,200円	2,000円
	第二種甲 (125cc以下)	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円
軽自動車	二輪 (250cc以下)	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車 (250cc超)		4,000円	6,000円



【表2：三輪以上の軽自動車の税率】

車種	区分	現在の税率	平成27年度から適用		平成28年度から適用	
			①平成27年3月31日以前に初めて車検証交付(現在の税率)	②平成27年4月1日以降に初めて車検証交付(新税率)	③初めての車検証交付から13年経過(重い税率)	
軽自動車	三輪	3,100円	3,100円	3,900円	4,600円	
	四輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
			自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	四輪以上	貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
自家用			4,000円	5,000円	6,000円	

### ○法人市民税の税率が変わります

■問合せ＝市民税課市民税係 ☎(20)3008

法人市民税は、市内に事業所や事務所などがある法人に課税される税です。

税制改正により「地方法人税(国税)」が創設されたことに伴い、法人市民税(法人税割)の税率が引き下げられました。改正後の税率は平成26年10月1日以降に開始する事業年度から適用されます。

- ・法人市民税(法人税割)の税率＝**現行14.7%→改正後12.1%**
- ・法人市民税の予定納税の経過措置＝税制改正後、平成26年10月1日以降に開始する最初の事業年度の予定申告の法人税割額は、経過措置により下記の計算式で法人税割額を計算します。

**前事業年度の法人税割額 × 4.7 ÷ 前事業年度の月数**

※地方法人税とは…地方法人税(国税)は地方自治体間の収入格差を減らすための税で、税収は地方交付税の財源として使われます。法人住民税(市県民税)の引き下げられた税率分は地方法人税として課税されるため、法人の負担は原則変わりません。

地方法人税は、佐野税務署 ☎(22)4366 へお問い合わせください。

